

新採用学校事務職員等研修会  
(2回目) 資料

# 年末調整

令和2年9月25日

中南教育事務所

# 目 次

- 年末調整とは  
【 P 1 】
- 年末調整のしくみ  
【 P 2 ~ P 6 】
- 令和 2 年分年末調整に係る各申告書記載例  
【 別紙 】

※参考資料 「令和 2 年分年末調整のしかた」

国税庁HPよりダウンロード可能

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

## 「年末調整」とは

給与の支払者は、給与を支払う際に、所得税の源泉徴収を行っています。  
しかし、その年1年間に給与から源泉徴収をした所得税の合計額は、必ずしもその人が1年間に納めるべき所得税額とは一致しません。

このため、1年間に源泉徴収をした所得税の合計額と1年間に納めるべき所得税額を一致させる必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

・毎月天引きされている1月～12月まで「所得税」の合計金額（A）		・年末調整により計算した「年税額」（B）
1月所得税	差額	年税額
2月所得税		
3月所得税		
4月所得税		
5月所得税		
6月所得税		
7月所得税		
8月所得税		
9月所得税		
10月所得税		
11月所得税		
12月所得税		

(A) < (B) → 追納	令和2年12月給与で控除
(A) > (B) → 還付	令和3年1月に還付金として払い戻し

～年末調整のイメージ図～

# 年末調整のしくみ

## 1 所得税の源泉徴収と年末調整

### (1) 源泉徴収について

「源泉徴収」とは、所得税法の規定により、給与の支払者が給与等の支払いの際に所得税を徴収して国に納付する制度をいいます。

また、所得税を源泉徴収して国に納める義務のある人を源泉徴収義務者といいます。

### (2) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出について

給与の支払いを受ける人は、毎年最初の給与支払日の前日までに、扶養控除、障害者控除などの控除を受けるため、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）を給与の支払者に提出しなければなりません。

### (3) 源泉徴収額と年税額の不一致について

1年間に給与から源泉徴収した所得税額と年税額が一致しない理由としては、

- ① 年の中で給与の額に変動があること。
- ② 年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があること。
- ③ 配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除等は、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末に、その年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに源泉徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きが必要となります。

この精算の手続きが「年末調整」です。

## 2 所得控除の種類

### (1) 配偶者控除額

給与所得者の合計所得金額	配偶者控除の額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 ※1
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

※1 控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人

### (2) 扶養控除額

区 分	控除額
一般の控除対象扶養親族 ※1	38万円
特定扶養親族 ※2	63万円
老人扶養親族 ※3	48万円
同居老親等 ※4	58万円

※1 扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人

※2 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人

※3 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人

※4 病気治療の入院で別居している場合、その期間が1年以上と長期間であっても、同居しているものとしてよい。ただし、老人ホーム等へ入所している場合には、その老人ホームが居所となり、同居しているとはみなさない。

配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、所得者本人と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の扶養親族のうち、**合計所得金額が48万円以下の人**です。

所得が給与のみの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額は48万円以下となります。

また、上記の合計所得金額には遺族年金や育児休業手当金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子などは含まれません。

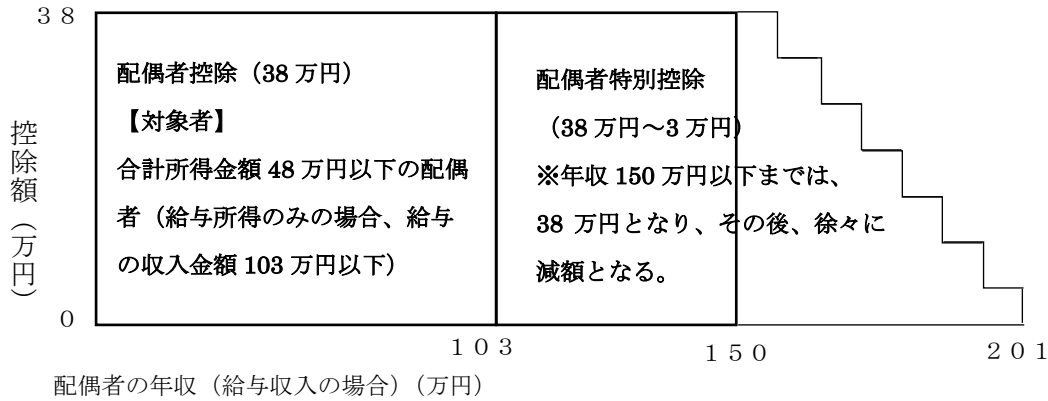
(3) 障害者等控除額

控除の種類		控除額
障害者控除 (本人・控除対象配偶者・ 扶養親族)	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除 (本人のみ)	寡婦	27万円
	特別の寡婦	控除なし
寡夫控除(本人のみ)		控除なし
ひとり親控除(本人のみ)		35万円
勤労学生控除(本人のみ)		27万円

- ① 「障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害等級が1級の人 は特別障害者）、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人（障害等級が1級又は2級の人 は特別障害者）等です。
- ② 「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況とする人をいいます。
- ③ 「寡婦」とは、所得者本人が次の要件全てに該当する人をいいます。
  - (ア) 扶養親族又は生計を一にする子がある人
  - (イ) 合計所得金額が500万円以下であること
  - (ウ) 夫と死別（離婚）した後、婚姻していないこと、又は夫の生死が明らかでない人
  - (エ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- ④ 「ひとり親」とは、所得者本人が次の要件の全てに該当する人をいいます。
  - (ア) 生計を一にする子があること
  - (イ) 合計所得金額が500万円以下であること
  - (ウ) 現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人
  - (エ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- ⑤ 「特別の寡婦」と「寡夫」は令和2年分の年末調整から廃止されます。

(4) 配偶者特別控除額

給与の支払いを受ける人（所得者本人）の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下（所得が給与所得のみである場合には、給与の収入金額が103万円超2,015,999円以下）の場合には、その金額に応じて最高38万円が控除されます。



		給与所得者の合計所得金額		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円
	100万円以下	36万円	24万円	12万円
	105万円以下	31万円	21万円	11万円
	110万円以下	26万円	18万円	9万円
	115万円以下	21万円	14万円	7万円
	120万円以下	16万円	11万円	6万円
	125万円以下	11万円	8万円	4万円
	130万円以下	6万円	4万円	2万円
	133万円以下	3万円	2万円	1万円

(5) 各種保険料控除

控除の種類	控 除 額			
	保険等の種類	旧契約	新契約	両方ある場合
生命保険料控除	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高5万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高5万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
	合計限度適用額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみ	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみ	最高1万5千円		
	両方ある場合	最高5万円		
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った保険料の全額			

(6) 基礎控除

合計所得金額		基礎控除額
2,400万円以下		48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

(7) 所得金額調整控除

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の所得金額を計算する場合には、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

### 3 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (税額控除)

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、所得税額から一定の金額が控除されます。なお、控除対象者には、税務署から専用の用紙が配布されています。





# 令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書の記載例

**令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書**

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) **株式会社 ○○○○** (フリガナ) **ワタナベ タダシ**  
 趣町 給与の支払者の法人番号 **111223333344455667** あなたの氏名 **渡辺 正**  
 給与の支払者の所在地(住所) **東京都千代田区霞が関3-1-1** あなたの住所又は居所 **東京都港区芝5-8-1**

2 保険会社等の名称 保険等の種類 保険等の契約者の氏名 保険金等の受取人の氏名 給与の支払者の氏名  
 ●●生命 養老 17年 渡辺 正 渡辺 弘美 夫 ① 25,000  
 ●●生命 養老 17年 同上 同上 死 ② 80,000  
 ●●生命 介護 17年 渡辺 正 渡辺 弘美 夫 ③ 80,000  
 ●●生命 介護 30年 同上 渡辺 正 死 ④ 30,000  
 ●●生命 介護 30年 同上 渡辺 正 死 ⑤ 40,000  
 ●●生命 介護 30年 同上 渡辺 正 死 ⑥ 40,000

3 保険料控除額  
 ① 25,000 ② 80,000 ③ 80,000 ④ 30,000 ⑤ 40,000 ⑥ 40,000  
 合計 22,500 45,000 80,000 27,500 40,000  
 合計 120,000

## 1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) **株式会社 ○○○○** (フリガナ) **ワタナベ タダシ**  
 趣町 給与の支払者の法人番号 **111223333344455667** あなたの氏名 **渡辺 正**  
 給与の支払者の所在地(住所) **東京都千代田区霞が関3-1-1** あなたの住所又は居所 **東京都港区芝5-8-1**

### ▶1 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

### ▶2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。  
 (注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

## 2 生命保険料控除額の記入

2 ●●生命 養老 17年 渡辺 正 渡辺 弘美 夫 ① 25,000  
 ●●生命 養老 17年 同上 同上 死 ② 80,000  
 ●●生命 介護 17年 渡辺 正 渡辺 弘美 夫 ③ 80,000  
 ●●生命 介護 30年 同上 渡辺 正 死 ④ 30,000  
 ●●生命 介護 30年 同上 渡辺 正 死 ⑤ 40,000  
 ●●生命 介護 30年 同上 渡辺 正 死 ⑥ 40,000

3 ① 25,000 ② 80,000 ③ 80,000 ④ 30,000 ⑤ 40,000 ⑥ 40,000  
 合計 22,500 45,000 80,000 27,500 40,000  
 合計 120,000

4 ●●生命 ○○年金 30年 渡辺 正 渡辺 正 本人 ⑦ 90,000  
 ●●生命 ○○年金 30年 同上 渡辺 正 死 ⑧ 30,000

5 ⑦ 90,000 ⑧ 30,000  
 合計 120,000

### ▶1 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。  
 なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年金保険料については親族を除きます。)であることが必要です。  
 ※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

### ▶2 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)  
 (イメージ) 保険料控除証明書(一部抜粋)

**令和2年分 生命保険料控除証明書**

契約番号(証券記載番号) ○○○○△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 ○年○月○日	保険期間 10年	年金支払開始日 令和18年7月1日
保険金受取人名 渡辺 弘美			
一般	一般の生命保険料(A) 25,000円	配当金(相当額)(B) 0円	一般証明額(A-B) 25,000円
介護	介護医療保険料(C) 80,000円	配当金(相当額)(D) 0円	介護医療証明額(C-D) 80,000円
年金	個人年金保険料(E) 90,000円	配当金(相当額)(F) 30,000円	個人年金証明額(E-F) 60,000円

### (記載例の控除額の計算)

- ①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式Ⅰ)
- ②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式Ⅱ)
- ③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
- ④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

### ▶3 介護保険料

- (記載例の控除額の計算)
- ⑤欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円(計算式Ⅰ)

### ▶4 個人年金保険料

- (記載例の控除額の計算)
- ⑦欄: 90,000円→最高40,000円(計算式Ⅰ)
- ⑧欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式Ⅱ)
- ⑥欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
- ⑨欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

### ▶5 生命保険料控除額

- (記載例の控除額の計算)
- ④45,000円+⑩40,000円+⑪40,000円=125,000円  
 →最高120,000円

### 3 地震保険料控除額等の記入

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保期	契約者の氏名		地震保険料又は旧長期損害保険料の金額(円)	給与の種別	
				氏名	あなたに該当する氏名			
①	××火災	地震(建物)	5年	渡辺 正	本人	42,000	A	
				同上	本人	14,800		
②	▲▲火災	積立傷害	20年	渡辺 正	本人	14,800	B	
				同上	本人	14,800		
③	④のうち地震保険料の金額の合計額						B 42,000	円
	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						C 14,800	円
④	地震保険料控除額						(B)の金額 (最高50,000円) 42,000	円
	$\text{控除額} = \text{B} + \begin{cases} \text{C} & \text{Cの金額が10,000円を超える場合} \\ \text{C} \times 1/2 + 5,000 & \text{Cの金額が10,000円を超えない場合} \end{cases}$						12,400	円
							50,000	円

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人		あなたが本年中に支払った保険料の金額(円)
			氏名	あなたの氏名	
②	合計(控除額)				円

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額(円)

#### ▶① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和2年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	渡辺 正
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和2年1月1日から 令和6年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額

42,000円 (B)の金額、最高50,000円)

+12,400円 (C)の金額が10,000円を超える

場合はC×1/2+5,000円、最高15,000円)

=54,400円→最高50,000円

#### ▶② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

#### ▶③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 氏名等記入欄  
 神田 太郎 (フリガナ) 〇〇〇〇株式会社 山川 太郎 (あなたの氏名)  
 税務署長 給与の支払者の法人番号 2|2|3|3|4|4|5|5|6|6|7|7|8 東京都千代田区神田錦町3-3 東京都練馬区栄町23-7

2 基礎控除申告欄  
 給与所得 8,970,000円 給与所得以外の所得の合計額 6,973,000円  
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 6,973,000円

3 配偶者控除等申告欄  
 配偶者の氏名 山川 明子  
 配偶者の収入金額 400,000円  
 配偶者の所得金額 400,000円

4 所得金額調整控除申告欄  
 所得金額調整控除額 480,000円  
 基礎控除の額 480,000円

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 神田 2 給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ  
 給与の支払者の法人番号 2|2|3|3|4|4|5|5|6|6|7|7|8 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

▶1 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。  
 (注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1 ① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000円	6,973,000円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		6,973,000円

2 ② 控除額の計算

判定	控除額	区分
判	900万円以下 (A) 48万円	区分 I A (※のA~Cを記載)
定	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下 32万円	
	2,450万円超 2,500万円以下 16万円	
基礎控除の額		480,000円

3 基礎控除の額 480,000円

▶1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和2年分の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちらから

● 給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額(A)		給与所得の金額	
1円以上	550,999円以下	0円	
551,000円以上	1,618,999円以下	A - 550,000円	
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円	
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円	
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円	
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円	
1,628,000円以上	1,799,999円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) × 0.000円	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上	3,599,999円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) × 0.000円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) × 0.000円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上		A - 1,850,000円	

▶2 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶3 区分 I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記載します。(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

### 3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に併せて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が13万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
  - 上記1以外で、かつあなたの本年中の合計所得金額の見積額が250万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
  - 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が950万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

#### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

#### ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判 定	900万円以下	950万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
区 分 Ⅰ	区 分 Ⅰ	区 分 Ⅰ	区 分 Ⅰ	区 分 Ⅰ
基 礎 控 除 の 額	480,000 円	480,000 円	480,000 円	480,000 円

(フリガナ) 配偶者の氏名 7 7 | 8 | 8 | 9 | 9 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2  
ヤマカワ アキコ 男 大 平 52 年 10 月 5 日  
山 川 明 子 異なる組合の配偶者の住所又は居所 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		400,000 円

判定 48万円以下かつ年齢70歳以上 (1) 配偶者控除  
 (昭26.1.1以前生)  
 48万円以下かつ年齢70歳未満 (2)  
 48万円超95万円以下 (3)  
 95万円超133万円以下 (4)

○ 控除額の計算

区 分 Ⅱ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8印の金額))	配偶者控除の額
区 分 Ⅱ	48万円	38万円	38万円	36万円	380,000 円
区 分 Ⅱ	32万円	26万円	26万円	24万円	配偶者特別控除の額
区 分 Ⅱ	16万円	13万円	13万円	12万円	

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

#### ▶ ① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

#### ▶ ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

#### ▶ ③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号(①～④)を「区分Ⅱ」欄に記載します。

#### ▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果(A～C)と区分Ⅱの判定結果(①～④)を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

#### ▶ ⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

### 4 所得金額調整控除申告書の記入

#### ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

① 要件

□ おおの自費が特別障害者 (左の★欄のみを記載)	② 扶養親族等	(フリガナ) 左記の者の個人番号 左記の者の生年月日	★ 特別障害者に該当する事実
□ 同一生計配偶者又は特別障害者 (左の★欄及び★欄を記載)	同 一生計配偶者又は扶養親族の氏名	8   8   9   9   0   0   1   1   2   2   3   3 男 大 平 16 年 5 月 17 日	特別障害者 (第3～24号を参照)
□ 扶養親族が特別障害者 (左の★欄及び★欄を記載)	ヤマカワ イチロウ	異なる組合の左記の者の住所又は居所 あなたの配偶者(配偶者)の合計所得金額の見積額	子 0 円
□ 扶養親族が年齢23歳未満(平成10.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	山 川 一 郎		

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

#### ▶ ① 要件

該当する要件にチェックを付けます。なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。詳しくは、この年末調整のしかたの17・18ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページはこちらから

※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

#### ▶ ② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

#### ▶ ③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。※特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」と記載して差し支えありません。